



**知**って! **備**えて!!

いざという時のために

～合同避難訓練～

- 町長 就任挨拶
- 町のニュース
- 議会だより Vol.137
- お知らせ
- ヘルスマイト ほか



平成26年6月30日現在

## 住民と協働の町づくりを目指す

奈半利町長 齊藤 一孝



このたび、多くの町民の皆さまから温かいご支援、ご声援をいただき、4期目の町政を努めさせていただくこととなりました。無投票再選ということで改めて責任の重さを感じております。平成14年の町長就任以来、私は町民の皆さまと一緒に力を合わせ、町づくりを行うことを基本に「奈半利町に住んでいてよかった」と言われる町づくりを目指し、誠心誠意に町政を行ってまいりました。

これまでの3期12年間は、国の構造改革の影響を受け、地方交付税の削減、行政の広域化や合併問題、基幹産業である一次産業の不振、過疎化や少子高齢化問題、南海トラフ地震対策など、多くの行政課題があり厳しい町政運営を余儀なくされております。しかし、ふるさと奈半利町を守るため、これまでの経験を活かし、次の5つの基本目標を掲げ、それぞれの課題に全力で取り組んでまいります。

### 第1 は、安全で安心なまちづくり

必ず起こるといわれております南海トラフ地震対策を最重要課題とし、台風や集中豪雨等の自然災害にも備え、被害の広がりを防ぎ、迅速に対処できる社会基盤の整備と防災体制の強化に取り組み、町民の皆さんが安心して暮らせる災害に強いまちづくりを進める必要があります。

そのため、現在90%の組織率であります自主防災組織を町内全域で組織化し、避難訓練等を通じて住民の防災意識や防災力を向上させ、自助・共助を進めるとともに、本年度より、津波対策として奈半

利港の内堤防の整備、高台への避難路の整備、ヘリポート・防災拠点施設の建設や幼稚園・保育園の移転、また地震対策として従来から取り組んでおります住宅の耐震化に加え、倒壊のおそれのある老朽化住宅の除却等の補助事業を制度化し、町民の皆さんの生命・身体・財産を守るための各施策を推進していきたいと考えております。

### 第2 は、産業の振興であります。

国は、国際競争力強化の名のもとにTPP（環太平洋パートナーシップ協定）の締結を視野に、大規模農家中心の農業政策に大きく転換を図っており、小規

模範経営が多数を占める当町の一次産業を取り巻く環境は、今後益々厳しくなり、先行きが不透明な状況になつてきております。

このような現状を十分認識し、町民の皆さんが少しでも豊かに暮らしていただけるよう当町の基幹産業であります農業・漁業等の振興施策としまして、高知県産業振興計画との連携を図りながらハード・ソフトを含めた産業基盤整備に取り組み、特に生産から加工・販売を一体化させた、いわゆる6次産業の振興を推進し、新たな特産品開発や雇用の創出を図りたいと考えております。

昨年度のふるさと納税額が前年度比3.5倍と大きく伸びましたが、このふるさと納税制度は今後さらにも伸びることが期待できる制度となつてきており、これに伴い贈呈品として提供しております、当町の農産物、水産物やその加工品が大変好評を得て注目を集めております。

このチャンスを追いかけて利用して、地域資源を活用した、さらなる特産品開発や新たな販売網の拡大等を図り、雇用と所得を確保し、若者が定住できるまちづくりを推進していきたいと考えております。

### 第3 は、東部の交通拠点としての機能確立と情報基盤整備による町の活性化であります。

ごめん・なはり線、高知東部自動車道、地域高規格道路、奈半利港など、交通の要衝である当町の機能を活かし、また、都会との地域間格差を解消し、産業に教育にあらゆる生活の分野に活用していただける情報・通信基盤整備もブロードバンド事業等により整備することができました。今後は、これらの利点を活かした交流人口の拡大による町の活性化を図つてまいります。

当町には、ふるさと海岸沖に群生するサンゴ、野根山街道、奈半利の古い町並み、さらには新たに資料館として再生する「藤村製糸」など、自然的あるいは歴史・文化的な数多くの観光資源があります。これらの有望な資源を整備・充実させ、米ヶ岡生活体験学校、海辺の自然学校などを活用して体験型観光やイベントを企画し、交流人口の拡大を図つていくとともに、あわせて、国や県の事業を最大限利用した定住・移住促進事業にも取り組んでいきたいと考えております。

### 第4 は、人にやさしいまちづくり、若者が定住できる町づくり

くりであります。子育て支援や若者定住、そしてすでに迎えている高齢化社会のなかで住民一人一人が、豊かで安心して暮らせる町づくりのために、保健福祉・医療介護の充実を図ります。

まず、保健業務のうち専門性を必要とする業務は保健師、栄養士等の専門職を中芸広域連合に集約し、高度な保健福祉サービスを提供しております。同じく介護保険事業についても中芸広域連合に集約することにより、そのスケールメリットを活かし、安定的な運用を図っております。

次に、医療については国保事業、後期高齢者医療をはじめ、福祉医療等の継続的な事業制度を維持するため、検診事業、健康長寿施策の充実に努めてまいります。また、本年4月に開業した、「あき総合病院」や地域の医療機関と連携協力を図り、住民の命を守るため、質の高い地域医療ネットワークを構築してまいります。

高齢者福祉をはじめとした、その他の社会福祉や健康福祉施策についても「あつたかふれあいセンター事業」を縦軸に、「地域見守りネットワーク」の横軸を張り巡らせて、さらに様々な社会保障制度、保健福祉

事業のセーフティーネットを幾重にも重ねることで住民生活を厚く支えていく必要があると考えております。

今後も、現状の事業・制度で満足することなく、常に検証しつつ、新たな方向を模索していく必要があると考えております。

### 第5 は、人づくり・人材育成であります。

どんな状況にあつても町を支え、発展していく原動力は、人です。幼児教育、学校教育の充実向上、社会教育、生涯学習の振興、芸術・文化活動の振興などのいろいろな取り組みに加え、町づくりや地域資源を活用した観光振興、その他あらゆる場面で、住民パワーの発揮できる、住民力の参画できる行政を推進するために、人材育成環境を整備・充実していく必要があると考えております。

この他にも、多くの課題がありますが、町民の皆さまから寄せられた信頼にお応えすべく、強い決意をもって邁進してまいりますので、皆さまの一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

7  
SAT

## 七夕まつり開催

まうち文庫で七夕まつりが開催されました。

参加者は小学生までの子どもを対象に、七夕を祝い、折り紙で七夕飾りをつくり竹に飾りつけをしました。

初めての開催ということもあり、参加者が少ないのではと懸念されましたが、子どもたち12人の参加があり、まうち文庫のボランティアさんと一緒に楽しいお祭りとなりました。

また、飾りつけをした竹はみんなのおうちの入り口に飾っただけではなく、「今日はごめんなはり線の日」のイベントに合わせて、奈半利駅にも飾られました。

◇ おうち文庫は毎週土曜日に開設しております。子どもから大人までが楽しめるさまざまな本が置いてありますので、ぜひ足を運んでください。



7  
SUN

## 中芸広域連合消防大会

午前8時30分から、平成26年度中芸広域連合消防大会が行われました。



毎年恒例のこの大会では、消防ポンプ車の操法でのタイムを競ったり、午後はスポーツ大会が行われる等、消防団員の皆さまが、日頃の訓練で培った体力と技術を競う大会です。きびきびとした消防団員の皆さまの動きを見てみると、とても頼もしく感じました。日頃の訓練、また暑い中当日ご参加いただいた皆さま、本当にお疲れさまでした。

## 法務大臣表彰を受賞

更生保護女性会の中島恒子さんが法務大臣表彰を受賞されました

奈半利町更生保護女性会の中島恒子さんに対する法務大臣感謝状の贈呈が7月14日、奈半利町役場で行われました。

◇ これは、長年にわたる更生保護活動の功績をたたえるもので、中島さんは39年以上の長きにわたり、罪を犯した人の改善及び更生を助けることも、犯罪や非行を防ぐための啓発活動にご尽力いただいています。





# 認定こども園なはり便り

幼稚園 保育所

## 大きくな～れ!!

5月30日(金)に米ヶ岡で芋苗植えを行いました。初めに苗の植え方の説明を聞き、「こうやって植えるが?」「見てできたで!」などと一生懸命植えていました。「大きくな～れ」と願いを込めて、10月の収穫を楽しみにしていた子どもたちでした。



## 運動会が楽しみだな!

6月14日(土)に親子参観日で、運動会の競技に使う竹ぼっくり・一本下駄・竹馬を作りました。お父さん・お母さんが手際よく作業をしながら、子どもたちもしっかりお手伝いをしていました。物作りの後は愛園作業も行い、たくさんの保護者の方に作業をしていただき、園庭がとてもきれいになりました。運動会では、練習の成果を見ていただきたいと思います。

## 願いごと叶うかな!?

7月7日(月)に幼稚園・保育所でそれぞれ七夕集会を行いました。幼稚園では、七夕の由来を話したり、お友達の願いごとを紹介したりしました。その後には、お供え物もしてみんなで願いごとが叶うようにお祈りしました。

保育所では、みんなで笹に飾ってある短冊や飾り物を見て歌を歌ったりして楽しみました。みんなの願いごとが叶うといいな!!



## 「英語を教えてくれてありがとう!」 「一緒に遊んで楽しかったよ!」

7月16日(水)にジェシー先生とのお別れ会を行いました。奈半利幼稚園では、毎週水曜日に年長(さくら組)年中(ひまわり組)が「英語で遊ぼう」ということで、ゲームなどの遊びを通じて英語に親しみをもつようになってきました。ジェシー先生には2年間お世話になり、今までの感謝の気持ちを込めて、手紙や似顔絵をプレゼントしました。歌も歌い、ジェシー先生もよさこい踊りの中に入り楽しみました。ジェシー先生、2年間ありがとうございました。奈半利幼稚園を忘れないでください。



# 中芸観光協議会だより

TEL 0887-38-3306 FAX 0887-38-3307  
HP <http://www.chugeikanko.com/>  
E-mail [chugeikanko@gol.com](mailto:chugeikanko@gol.com)

2014年8月発行

## 第2号

中芸観光協議会 会長

林田 千秋

涼しげな風鈴の音が聞こえる季節となりました。皆さん、いかがお過ごしでしょうか？

### 中芸観光協議会の会長と事務局長が新たに任命されました。 見かけたらお気軽にお声掛けください(^-^)/



#### 会長 林田 千秋氏

今年度から、中芸観光協議会会長に就任いたしました。よろしくお願いたします。



#### 局長 岸本 繁一氏

今年度から、中芸地区商工会と兼務で中芸観光協議会事務局長に就任いたしました。よろしくお願いたします。

平成26年度6月下旬から、中芸観光協議会事務局が田野町の中芸地区商工会館内に移転いたしました。事務局にもお気軽にお立ち寄りください。

《新住所》 〒781-6410 高知県安芸郡田野町1767-12 中芸地区商工会館内

### 中芸食のめぐみ満祭フェア(仮称)参加店舗 募集

平成27年度高知県東部地域博覧会で『中芸食のめぐみ満祭フェア(仮称)』を開催予定です。『中芸食のめぐみ満祭フェア(仮称)』では、中芸地域内の四季折々の食材を使用したメニューを提供し、高知県東部地域博覧会期間中に県内外から来られたお客さまに中芸の旬を味わっていただくことを目的としています。

つきましては、参加してくださる飲食店舗を募集いたします。

募集対象は、中芸地域内の飲食店に限らせていただきます。ぜひ、ご検討・ご協力をお願いいたします。詳細についてのお問い合わせは、中芸観光協議会事務局までお願いいたします。

8

月

◆中芸地域内◆イベント情報

- 奈半利町海浜センター「海辺の自然学校」  
シーカヤック・シュノーケリング体験 10月末まで
- 奈半利町…第10回なはりカラオケフェスティバル／8月14日(木)  
※雨天の場合は8月23日(土)  
第51回奈半利町港まつり／8月16日(土)  
なはりのてっぺん米ケ岡米作り体験(夏季特別企画)／8月23日(土)  
第3回なはりのてっぺん米ケ岡米作り体験／10月4日(土)
- 田野町…大野の盆踊り／8月14日(木)  
みんなの夏まつり／8月15日(金)
- 安田町…安田の夢まつり2014／8月2日(土)  
第21回寧浦全国色紙展／8月30日(土)～9月5日(金)
- 安田まちなみ交流館「和」  
企画展第2弾『国難に殉じた郷土の志士展』／11月26日(水)まで
- 北川村…ゆずの郷のひまわり畑キャンドルナイト／8月9日(土)
- 中岡慎太郎館開館20周年記念特別展  
第2幕「禁門の変-中岡慎太郎と二十三士の明暗を分けた事件-」／8月25日(月)まで
- 北川村…北川村納涼祭／8月30日(土)
- 北川村「モネの庭」マルモッタン…フラワーパレット～エテ編～／8月31日(日)まで
- 馬路村…馬路納涼祭／8月15日(金)  
おしどりマラソン大会／9月21日(日)

10

月上旬

# 臨時福祉給付金の受付が始まりました

## ◆ 役場窓口で申請する時に必ず必要なもの

- ① 印鑑
- ② 申請書に印字されている、「1.申請・受給者」と「2.支給対象者」の全員分の本人確認書類のコピー  
※本人確認書類とは、免許証・保険証・学生証・受給者証などです。
- ③ 振込先口座が分かるもののコピー（「1.申請者・受給者」の名義のもの）  
※口座が分かるものとは、通帳かキャッシュカードです。  
※コピーは、本人確認書類や通帳などをお持ちいただいたら、役場でも可能です。  
※郵便で申請する場合は、必要事項を記載・押印し、同封の役場宛の返信用封筒に申請書と、上の②・③の書類を同封して送付してください。  
封入する前に、書類の添付抜けや、記入抜けがないか確認をお願いします。

## ◆ 臨時福祉給付金についてのご説明

### Q 1 臨時福祉給付金って何ですか？

A 臨時福祉給付金とは、消費税が5%から8%になったことによる、低所得者への影響に配慮した臨時的な給付金です。毎月の給付ではなく、1回限りの給付となります。

### Q 2 「非課税のお知らせ」が届いたけど、どうしたらいいの？

A 「非課税のお知らせ」は、申請書に記載された方々が非課税で、臨時福祉給付金の支給の対象となることのお知らせです。同封されている申請書により支給の申請をすることができます。

### Q 3 「未申告のお知らせ」が届いたけど、どうしたらいいの？

A 「未申告のお知らせ」は、申請書に記載された方々が、役場に収入の申告をされていないことのお知らせです。毎年申告をされていない方も、給付金を申請する場合は、収入がなくても申告をしていただく必要があります。

### Q 4 「お知らせ」と「申請書」が届かないけど、どうしてなの？

A 「お知らせ」と「申請書」が届かない方は、住民税が課税されています。また、課税された方の扶養に入っている場合も給付金の対象外となります。

### Q 5 申請書に家族全員の名前がないけど、どうしてなの？

A 申請書に家族全員の名前がない場合は、名前のない方本人が課税されていたり、課税されている方の扶養に入っている場合などがあります。

### Q 6 給付金はいつごろ振り込まれるの？

A 給付金の振込日は、5日、15日、25日と、5の付く日になります。5の付く日が土日祝日になる場合は、前営業日に振り込まれます。

### Q 7 給付金はいくらもらえるの？

A 給付金は、1人1万円です。ただし、特定の年金受給者や、児童扶養手当等の受給者には加算措置で5千円追加されます。

### Q 8 加算の対象がよく分かりません。

A 加算の対象は、老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金等の年金、児童扶養手当、特別児童扶養手当等の、手当の受給者が加算の対象となります。（老齢厚生年金・障害厚生年金・遺族厚生年金・退職共済年金・障害共済年金・遺族共済年金は加算の対象とならないので、注意してください）

### Q 9 自分の年金が加算対象なのか分かりません。

A 加算対象の年金の確認方法は、6月に「日本年金機構」から送付されたハガキにある「年金額改定通知書」の上の部分に印字された「年金の種類〇〇〇〇年金」の右側に★マークがあるかどうかを確認してください。★マークがあれば加算対象の年金です。

詳しくは、【図1】のとおりです。

図1

加算措置対象者マーク(★)の印字

① 国民年金 厚生年金保険 年金額改定通知書	
この通知書は、年金額を証するものですので大切に保管してください。	
年金の種類	年金★
基礎年金番号	年金コード
受給権者氏名	
(基礎年金) 国民年金	基本額 円 支給停止額 円 年金額 円
厚生年金保険	基本額 円 支給停止額 円 年金額 円
合計年金額(年額)	円
平成26年4月分から上記のとおり年金額を改定しましたのでお知らせします。 改定した年金額は、平成26年6月(4,5月分)からお支払いします。	
平成26年6月4日	
厚生労働大臣 印影	
(改定内容に関しては、裏面をお読みください)	

●臨時福祉給付金に関する問い合わせ先 総務課 ☎ 38-4011



# ご存じですか。平成26年度の間伐事業等の支援制度

## 施業を集約化し、間伐等をする場合の補助事業

- 造林事業（国庫事業） 下表以外の作業種…再造林、鳥獣害防止施設、下刈、森林作業道等  
※保育間伐が追加となりました。

区分	作業種	対象林齢	作業内容	事業規模	伐採率	補助要件等	補助率
森林環境保全直接支援事業	除伐	～25年生（除伐）	不用木の除去、不良木の淘汰	0.1ha以上／施行地	規定無	下記の①、②のいずれかに該当していること。	68%
	保育間伐	A：～35年生（保育間伐A） B：林齢制限なし（保育間伐B）	A：不用木の除去、不良木の淘汰 B：伐採木の平均胸高直径が18cm未満の不用木の除去、不良木の淘汰	0.1ha以上／施行地	30%	①森林経営計画の認定を受けた者。 ②森林施業計画の認定を受けた者。 ③特措法に基づく特定間伐促進計画の事業主体に位置付けられた者。 ・②については、残計画期間に限る。	
	搬出間伐	～60年生 ※森林経営計画に基づく場合は標準伐期齢の2倍以下の林齢	不用木の除去、不良木の淘汰、搬出集積	0.1ha以上／施行地		下記の①、②のいずれかに該当していること。 ①森林経営計画の認定を受けた者。 ②森林施業計画の認定を受けた者、かつ集約化実施計画の対象森林。 ③特措法に基づく特定間伐促進計画の事業主体に位置付けられた者、かつ集約化実施計画の対象森林。 ・②については、残計画期間に限る。 ・いずれも事前計画の提出が必要。（森林作業道の計画を含む）	
	更新伐	～90年生	不用木の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積	①森林経営計画に基づく場合 森林経営計画ごとに間伐・更新伐の施行地面積の合計が5ha以上で平均搬出材積が10m <sup>3</sup> 以上 ②森林施業計画または特定間伐等促進計画に基づく場合 集約化実施計画ごとに間伐・更新伐のそれぞれにおいて施行地面積の合計が5ha以上で平均搬出材積が10m <sup>3</sup> /ha以上			
環境林整備事業	間伐	～60年生（保育間伐C）	不用木の除去、不良木の淘汰	0.1ha以上／施行地		下記の①、②のいずれかに該当していること。 ①県・市町村（ただし、事業主体が自ら所有する森林以外で森林所有者と締結した場合、または寄付や分収契約解除等により公有林化した森林で実施した場合に限る。） ②森林整備法人、森林組合、森林法施行令第11条に定める特定非営利活動法人等（ただし、事業主体が自ら所有する森林で実施することを除くこととし、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結した場合に限る。）	保安林または市町村森林整備計画に規定する公益的機能が高い森林（72%） その他（36%）

## 自分で自分の山を手入れをする場合の補助事業（自伐林家等を含む。）

- 緊急間伐総合支援事業（県事業）●公益林保全整備事業【森林環境税】 下表以外の作業種…路網整備（500～1,500円／m） 申込先→市町村  
※公益林保全整備事業については、対象年齢の上限を引き上げました。

作業種	対象林齢	事業名	事業規模	伐採率	補助要件等	補助率
間伐	11～60年生	公益林保全整備事業（保育間伐）	0.1ha以上／施行地	30%	保安林または市町村森林整備計画に規定する公益的機能が低い森林で集約化が困難な森林	定額 80,000円／ha
	31～60年生	森林整備支援事業（搬出間伐）			国庫補助事業の対象とならない森林	定額 183,000円／ha

- 自伐林家等支援事業（県事業）

※平成26年度より、緊急間伐総合支援事業に統合しました。

- みどりの環境整備支援交付金（県事業）【森林環境税】…造林事業への高上げ（造林事業と合計で概ね90%相当）

※平成26年度より、保育間伐の単価を区分し定額23,000円／haを新設しました。

作業種	対象林齢	補助要件等	補助率
除伐	11～25年生	除伐：不用木の除去（森林環境保全直接支援事業）	定額 54,000円／ha
保育間伐	11～35年生	保育間伐A：不用木の除去、不良木の淘汰（森林環境保全直接支援事業）	定額 35,000円／ha
	11～45年生	保育間伐B：伐採木の平均胸高直径が18cm未満の不用木の除去、不良木の淘汰（森林環境保全直接支援事業）	定額 23,000円／ha
	11～45年生	保育間伐C：不用木の除去、不良木の淘汰（環境林整備事業）	

## 再造林及びシカ被害防護施設に対する支援制度

- 森林資源再生支援事業（県事業）…造林事業への高上げ

作業種	補助要件等	補助率
再造林	造林補助事業で採択された人工造林及び附帯施設等整備（鳥獣害防止施設等整備）とする。	22%以内
シカ被害防護施設	ただし、シカ被害防護施設については、再造林と一体的に実施するものとする。	（造林補助率68%の場合は、合わせて90%となる）

### お問い合わせ先

高知県 林業振興・環境部 木材増産推進課（間伐担当） ☎088-821-4602  
 安芸林業事務所 ☎0887-34-1181 中央東林業事務所 ☎0887-53-0655  
 嶺北林業振興事務所 ☎0887-82-0162 中央西林業事務所 ☎088-893-3612  
 須崎林業事務所 ☎0889-42-2371 幡多林業事務所 ☎0880-35-5977

■もしくは、お近くの市町村、森林組合までお問い合わせください。

6月定例会は、6月12日に開会、町長からの行政報告の後、報告案件2件、承認案件2件、条例案件2件、契約案件1件、予算案件2件、意見書1件を原案どおり承認、可決、13日に閉会した。

一般質問には5人が登壇し、防災対策、産業等の活性化、職員の服務規律、教育行政などについて執行者の考えを質した。

# 議会だより

VOL.137

## 主な行政報告（要旨）

### 平成25年度の決算見込み

平成25年度の各会計の歳入歳出決算見込みは、次のとおり。

一般会計、歳入総額28億4、233万円、歳出総額27億5、122万円、翌年度への繰越財源1、231万円を差し引き、実質収支額7、880万円。

簡易水道事業特別会計、歳入総額1億2、894万円、歳出総額1億2、370万円、実質収支額524万円。

漁業集落排水事業特別会計、歳入総額1、051万円、歳出総額946万円、実質収支額104万円。

国民健康保険事業特別会計、歳入総額5億8、135万円、歳出総額5億7、732万円

で、実質収支額403万円。

後期高齢者医療特別会計、歳入総額5、788万円、歳出総額5、755万円で、実質収支額33万円。

### 町営工事

#### ○町道等整備工事

平成25年10月に発注の社会資本整備総合交付金事業による町道須川・久礼岩線改良舗装工事（コンクリート舗装工事、舗装面積424㎡）が平成26年3月に完成。また、平成25年10月発注の防災安全交付金事業による通学路安全対策工事（奈半利小学校周辺の通学路に外側線11342mを整備）は、平成26年3月に完成した。今後も中山間地

域の生活改善対策や児童・生徒の通学時の安全対策などを推進し、町道等の充実に取り組む。

#### ○農業振興対策関連工事

農業基盤整備促進事業による米ヶ岡水路改修工事、農業用水路樋門設置工事、百石水路改修工事、平水路改修工事、数田水路改修工事、久礼岩水路改修工事の各工事が平成26年3月末までに完成した。今後も持続可能な農業を目指し、各種農業基盤の整備に努める。

#### ○南海トラフ地震対策

##### 関連工事

津波避難路誘導灯設置工事のⅠ工区・Ⅱ工区が平成26年3月、同じくⅢ工区が平成26年4月に完成。六本松地区避難路整備工事、平松地区に建設の3号津波避難タワー建設工事が平成26年3月末に完成。また、一時避難場所として横町団地・横町第2団地・天神北団地の津波避難ビル整備工事（屋上整備、外付け階段設置）が平成26年5月に完成した。今後も引き続き、南海トラフ地震に備えを充実していきたい。

たい。

#### ○ふるさと納税の取り組み

平成20年度より実施のふるさと納税の取り組みは、寄付件数が年々大幅に増加しており、平成25年度の実績は、前年度対比3・5倍の寄付件数3、193件、寄付金額53、854、500円となっている。また、平成26年度については、5月末現在、寄付件数で2、000件、寄付金額は、3、000万円を超えており、件数及び金額とも前年度を大きく上回る見込みである。

この取り組みにより、地場産品の贈呈品数が増加、特に第1次産業の農産物、水産物の贈呈品が定着、増加しつつあることから、今後一層のPR活動により、地域の活性化につなげていきたい。

#### 米ヶ岡地区集落維持・活性化事業

昨年度好評を得た「米ヶ岡ナイト・ダイニング」に引き続き、米ヶ岡地区への交流人口の増加

を図る事業を計画。遊休農地を活用した「米作り体験」及び「さつまいも栽培」を実施、また、それぞれの農作業時にサブメニューとして子どもをターゲットとした自然体験などを企画。

第1回の取り組みとして、5月に「田植え体験と田んぼの生き物観察会」を開催、遠くは千葉県からの参加家族を含め、5組(15人)の家族の参加があり、田植え体験、田んぼで採取した虫を教材にした勉強会、あめご釣り大会などを行い米ヶ岡の自然を十分に満喫していただいた。

今後は、6月に「草取り体験とさつまいも植え体験とホタル観賞会」、10月に「稲刈り体験と地元の食材を使った石釜ピザづくり体験」、11月に「収穫祭とさつまいも収穫体験とあかうしとのふれあい教室」を予定している。

本年度は、まちなかの家族をターゲットとし、米ヶ岡地区の自然の豊かさを利用して地元住民と参加者がより親密な交流を深めることにより、継続的な交流人口増加につなげていく。

## 車瀬いこの家

奈半利町介護予防拠点施設建設工事が、平成26年5月に完成。名称を「奈半利町介護予防拠点施設 車瀬いこの家」とし、集会所機能を兼ねながら、「あつたかふれあいセンター事業」をはじめ、高齢者、障がい者、その他地域住民が健康で生きがいのある生活を送るための施設として活用していく。

今後、他機能をもあわせ持つ施設として整備していくよう努める。

## 中芸広域連合での取り組み

### ○消防・救急業務

消防庁舎建設工事(建築主体工事、電気設備工事、機械設備工事、排水構造物工事、デジタール無線整備工事)入札は、5月に実施した。

平成25年度の火災発生件数は、7件(うち奈半利町2件)で、前年度比5件の増。

消防職・団員が協力し、一層の火災予防に努めていく。救急出動件数は、740件、搬送傷病者数で700人。前年度に比べ件数で85件、傷病者数で79人と大幅増。

研修事業の継続的な取り組みにより、救命士が14人の体制となっている。

### ○介護保険業務

介護保険業務は、「第6期介護保険事業計画」の策定準備として、管内65歳以上の被保険者4,500人を対象に日常生活圏域ニーズ調査票を発送した。この調査票は、整備すべき介護保険サービス量を決定する指針となるもの。

平成25年度の介護給付費は、12億8,637万円、前年度実績対比で、0.26%の減少。サービス利用者数については月平均669人で、前年度対比2%の減少。

認定審査については、要介護認定者数で月平均82人、認定件数は合計902人。

介護保険料の収納状況は、現年度分で収納率98.4%、滞納

繰越分は収納率11.8%となっている。

### ○保健福祉業務

#### ●母子保健・児童福祉業務

新たに地域少子化対策強化事業及び家庭教育支援における訪問型アウトリーチ支援事業の交付金を活用、事業内容をより強化したものとし、平成27年度から施行される子ども子育て支援法に対応できるよう検討している。

子ども支援部会は、4年目を迎え、保健福祉や教育行政と連携し、地域・家庭・学校とのチーム体制を整え、課題解決に向けた取り組みに努めている。

平成25年度に重度心身障害児の早期からの療育の取り組みを「ふらうらんど」で実施、効果的な支援ができた。一方で医療の役割や連携についての新たな課題もあり、地域・医療の連携の充実に向け検討している。

障害保健福祉行政においては、本年度が第4期障害福祉計画の策定年度になっており、第3期の計画実施評価をもとに計画策定会を実施する予定。

#### ●健康増進の業務

40～50歳代でがんの罹患が増加、子宮頸がんでは20～30歳代で罹患率が急増している。このことから本年度、これらの年代を中心とした受診勧奨を行うこととし、受診率で前年度比10%増を目指し、事業を進めている。

### ○広域観光業務

平成27年度開催予定の東部地域博覧会に向け、中芸食フェアや体験プログラムの磨き上げ、人材育成等に力を入れて事業を進めていく。

また、中芸地区商工会との連携強化に伴い、事務所を中芸地区商工会館に移転することとした。協議会の運営等については、県地域づくり支援課の協力を得、定期的に協議を行い、広域連合として、積極的に連携を図る。

## 火葬場

平成25年度の火葬実績は、245件。内訳は、管内が211件、管外が34件で管外からの利用は約14%。

# 議 事

## ◆報告

### ○繰越明許費繰越計算書について

平成25年度一般会計から翌年度への繰越明許費繰越総額は、5億1,478万円。

主な繰越事業は、地域介護・福祉空間整備等施設事業1,990万円、木質資源利用促進事業8,700万円、防災安全交付金事業3,128万円、社会資本整備総合交付金事業3,650万円、町道東浜中央線改良工事132万円、奈半利港海岸高潮対策事業1,482万円、南海地震対策関連事業(7件)3億1,964万円。子ども子育て支援構築等事業432万円。

#### ※繰越明許費とは

歳出予算の経費で、予算成立後の事由に基づき、年度内にその支出が終わる見込みがなく、翌年度に繰り越して使用できる経費。

### ○事故繰越し繰越計算書について

平成25年度一般会計事故繰越しの繰越額は、津波避難ビル整備事業4,369万円。

(全国的な震災関連建設工事の発注過多により、資材等の入手が困難であった。)

#### ※事故繰越しとは

歳出予算の経費のうち支出負担行為(契約、国の補助金交付決定)を行った後、避け難い事故により年度内に支出が終わらなかつた場合、できる繰越し。

## ◆承認

### ○平成25年度一般会計補正予算第5号の専決処分の承認について

平成25年度一般会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,799万円を追加し、予算総額29億6,165万円とするもの。

#### 賛成者全員(承認)

### ○国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

主な改正点は、課税限度額の引き上げと5割・2割軽減の基準を見直すもの。

#### 賛成者全員(承認)

#### ※専決処分とは

議会の議決・決定を経なければならぬ事柄について、町長が地方自治法の規定に基づき、自ら処理すること。

## ◆条例

### ○条例の一部を改正する条例

軽自動車税の税額と法人税割の税率を改正するもの。

#### 賛成者多数(可決)

### ○介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新たに「車瀬いこの家」の建設に伴い必要な項目を改正するもの。

#### 賛成者全員(可決)

### 問 車瀬いこの家は、どの地域を対象としているか。

答 車瀬、中里、百石を予定。

### 問 中里・百石の集会所で行っているサテライト事業は続けるのか。

答 従来通り続けていく。

## ◆契約

### ○物品購入契約の締結について

奈半利町消防団に整備する消防ポンプ自動車の入札落札業者と購入契約の締結をするもの。

#### 賛成者全員(可決)

## ◆補正予算

### ◆国民健康保険事業特別会計(補正第1号)

歳入歳出総額に38万円を追加し、総額5億8,010万円とするもの。

#### 賛成者全員(可決)

### ◆一般会計(補正第1号)

歳入歳出総額に3億7,430万円を追加し、総額30億6,630万円とするもの。

#### 賛成者全員(可決)

### 問 消防ポンプ車購入財源の起債を変更しているが交付税算入内か。

答 当初の緊急防災減災事業債より施設整備事業債と過疎債の

方が償還期間が長く、年間の償還額が少額となるため変更した。

### 問 平成26年度から3年間の緊急防災減災事業債は、県の補助金はあるのか。

答 県の30%の交付の分は平成26年度事業は手当があるが、消防緊急無線デジタル化については交付金が無い。

### 問 施設整備事業債には交付税処置はないか。

答 70%の交付税措置がある。

### 問 一般管理費の賃金に係る職務内容は。

答 ふるさと納税の受付、贈呈品等送付業務。

### 問 農業振興費の工事請負費の内容は。

答 久礼岩水路と加領郷の中段頭首工の工事請負費。

### 問 農地中間管理事業等推進事業の賃金に係る職務内容は。

答 農地の貸借に関する仲介、調整及び担い手農家への農地集約業務。

## ◆陳情

○「集团的自衛権の行使を容認しないことを求める意見書」決議の陳情  
賛成者少数（不採択）

○「手話言語法制定を求める意見書」採択の陳情  
賛成者全員（採択）

## ◆意見書

○集团的自衛権の行使を容認しないことを求める意見書

提出者 中川 和明 議員  
賛成者少数（否決）

○手話言語法制定を求める意見書

提出者 岩内 博 議員  
賛成者全員（可決）

# 委員会調査活動報告

## 議会運営委員会

### ○調査事件

委員会付託の事件調査

○平成26年第2回定例会の会期について（6月9日）

第2回定例会会期について、総務課長より提出議案についての説明を受け、協議を行った。

執行部提出案件9件、一般質問通告5件、これらの審議等を行ったための会期を6月12日から13日と決した。

## 総務民生常任委員会

### ○調査事件

所管事務調査及び委員会付託の陳情の審査。

○平成26年度教育委員会所管の事務事業概要及び総務課所管の

事務事業概要並びに避難誘導灯の視察調査（5月19日）

それぞれ所管課より、平成26年度関連事業の概要説明を受け調査を行った。

### ①教育委員会所管事務事業

・高知県地域教育振興支援事業  
・高知県実践的防災教育推進事業  
・土曜授業推進事業  
・非構造不在耐震点検委託事業  
・その他（山の学習支援事業、地域ぐるみの学校安全体制整備事業、放課後子どもプラン等）

### ②総務課所管事務事業

・防災関連事業（津波避難関係事業、住宅耐震化促進事業、老朽化住宅除却事業）  
・税務関連業務（債権管理機構の検討等）  
・行財政関連業務（総合計画見直し、実施計画策定）  
・広報、広聴、情報化業務（広

報紙、ホームページ、情報通信基盤整備事業）  
・組織、人事、研修業務 等

その他、工事の完成した避難誘導灯の現地視察調査を行った。

### ○委員会付託の陳情の審査

（6月12日）

第2回定例会において付託された2件の陳情について、それぞれ内容を精査、協議し、審査を行った。

①「集团的自衛権の行使を容認しないことを求める意見書」決議の陳情。

憲法と国際法間での矛盾はあるが憲法解釈の変更については、なお一層の議論と熟慮を要し、国民の理解を得る必要があると判断、「採択すべきもの」と決した。

②陳情第5号「手話言語法制定を求める意見書」採択の陳情。

聴覚障がい者の社会生活を健全者と同等にすることを可能にできるものと判断、「採択すべきもの」と決した。

## ダム公害対策特別委員会

### ○調査事件

ダムに係る平成27年奈半利川水利権更新時の要望事項協議。

○平成27年の奈半利川水利権更新期に向けての要望事項の取りまとめについて（3月25日、4月14日）

平成27年の奈半利川水利権更新期に向け、以下掲げる項目について、ダムの所有者である電源開発、河川管理者である高知県等に対する要望事項を協議し、取りまとめを行った。

### 水利権更新期に係る要望事項

- 1、水利権更新許可期間短縮
- 2、清水パイパス整備
- 3、濁水軽減対策措置
- ①浮沈式濁水対策フェンス
- ②治山及び森林整備
- ③林道の管理及び工事に従う残土処理
- 4、防災対策
- ①ダムの耐震性
- ②出水時の対応
- 5、河川環境の整備
- 6、山林整備事業の基金創設
- 7、ダム監視カメラ設置等。

# 須川河口3世帯の 生命と財産を守る対策は

関係各機関に要望・陳情し、情報を得ながら対応したい／町長



質一般  
質問

## いじはどにする

### 防潮堤の防災対策は

**問** 長い海岸線を持つ本町では、台風時の防潮堤越波による被害ならびに、南海トラフ巨大地震による被害が想定されるところである。

須川河口より西側150m間に、3世帯の住居・1工場が防潮堤に隣接して生活している。

地球温暖化等により海岸の浸食等が急速に進み、台風通過時には越波が国道55号に流入し、幹線道路が通行止めとなる事態も発生している状況である。

近年、昭和の3大台風に匹敵する強大台風は、第2室戸台風を最後に長い期間、沖縄など離島を除けば日本列島には接近していないが、台風接近時には住民は不安と恐怖を抱えながら生活しており、住民の生命と財産を守るべく、関係機関に越波の原因調査を依頼し、防潮堤周辺にテトラポット設置等、抜本的な対策を、県等に陳情・要望する考えはないか。

機会を捉えて要望して  
いきたい

**答** 細川地域振興課長

平成16年に発生した台風23号は室戸岬に再上陸した強風域の大きい台風であり、奈半利町では大きな波浪により国道55号に、海岸の大きい石が打ち上げられ一時通行止めになるなど町内各地で大きな被害を受けた。

質問の箇所を含め、町内には海岸付近に暮らす住民の方々が多くあり、各機会を捉え関係機関に要望等を行っていきたい。

情報を得ながら対応を

**答** 齊藤町長

防潮堤の保護等については、管理の所管などを調査したうえで対応したい。

現在、県が実施している耐震性調査等は、高知県沿岸713kmにも及ぶ。しかし、緊急性を要する場合には、早急に要望していくことは必要と考える。

奈半利川の改修、加領郷漁港等、県管理の施設においては、機

会を捉え、県議会ならびに安芸土木事務所にも陳情・要望活動は行っているが、指摘のように危険

箇所を個別に掲げ、陳情していくことも一つの手法と考えられ、情報を得ながら対応していきたい。



▲大波で国道に打ち上げられた残骸

# 学校の先生の勤務実態は大変

働きやすい環境づくりに努めたい／教育長



**問** 教職員の多忙化を解決し、ゆきとどいた教育をというところで、

教職員の勤務実態について全日本教職員組合が、昨年10月実態調査を行い、その調査結果によると教員の平均時間外労働時間は平日52時間、土日が月11時間、家に持ち帰ってする仕事を加えると、残業時間は平均80時間を超えているのが実態です。

こうした多忙な状況の中で精神的な面も含めて身体をこわし、働くことができない病休者が続出しています。こんなことでは子どもたちを大切にすることをできません。身体をこわさず働き続ける学校づくりが今ほど求められている時はないと考え対策を強く要求します。

## 勤務実態とその対策は

1 地教委としてできる対策は行っていると考えますが、勤務時間の把握とその原因についてどのようなに捉えているか。

2 労働安全体制について整備されているか、またその意向についての考えは。残業時間記録簿の整備を地教委の責任で教員の勤務実

態の把握をすべきと考えるが見解は。

3 資料の統計作成や報告書提出物が多い問題解決のため、事務的な業務の量を減らすべきと考えるが。

## 教職員の働きやすい環境づくりに努力したい

**答** 竹崎教育長

教職員の実態把握については管理職が適正な職務分担を行い、実施しているところである。現在の学校教職員を取り巻く環境は、社会環境の変化、児童・生徒の問題行動の多様化、特別支援教育における専門性、報告文書など事務負担の増加等で多忙であると認識しており、地教委としても学習支援員の配置、スクールカウンセラー、生徒指導学校相談員の配置など教職員の負担軽減に努めている。

労働安全衛生体制の整備、残業記録簿については、教職員の労働環境を守るため今後、意見交換等を行いながら検討していきたい。教職員の事務量においては、事務負担の軽減、専門スタッフ配置の充実等を県教委に対して要望を

行っており、改善していくものと考えている。

## 教育委員会制度改悪に反対

**問** 政府は教育委員会制度改悪法を強行可決した。全国の教育関係者が立場を超えて教育の自主性を阻害されるのではないかと、危険方向に進められていくのではないかとこの心配や反対表明がされています。

## 改悪の内容は

1 首長が国の方針のもと教育大綱を決定、教育委員会を首長が考えたようにやらしていく。

2 委員長をなくし、首長任命と議会の同意で教育長が教育委員会のトップとなる。

3 憲法で保障された教育の自由と自主性を侵害するもので政治権力が教育にかみ込んでくることを許すべきではない。安倍政権が集団的自衛権の行使で戦争する国づくりを目指している時、教育委員会改悪法は反対です。見解は。

## 教育行政の中立性、安定性を堅持したい

**答** 竹崎教育長

新教育長制度については、委員長と教育長の一本化が提案され、責任と権限が一定明確になると考えている。

教育委員会は現行どおり執行機関として位置付けされており、教科書の採択、学校の教育課題の編成、個別の教職員の人事など特に政治的中立性、継続性、安定性を担保する必要な事項については委員会の専権事項と聞いている。

今回の改正は、首長の権限強化という指摘もあるが教育行政としては教育施策の方針が頻繁に変わることに無いよう、教育行政の中立性、安定性、継続性を確保するため制度の堅持と充実に向け努力していかなければならないと考えている。

## その他に行った質問

認知症の方を見守るため、郵便局・タクシー会社との協定の提案、質問を行った。

# 町の産業活性化の施策は 制度を活用し支援を…／町長



**問** 奈半利町の一次産業活性化について、どのような政策を考えているか。

## 活性化に向け支援していく

**答** 齊藤町長

第一次産業はそれぞれの分野において、価格の低迷や燃油の高騰による経費増大等厳しい状況の中、二次産業離れが進み、後継者不足となっている。そうした中、国の進める「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」に向けた4項目の取り組みが実施される。

第1は、「国内外の需要の拡大」で輸出の促進や地産地消、食育の推進、第2は「付加価値の向上」で6次産業化の推進、第3においては「農業の多面的機能の維持・発揮」で日本型直接支払制度の創設、第4は「生産現場の強化」で農地中間管理機構の活用による農業生産コスト削減等を行うものである。

この国の制度により農地の集約化や、中山間地域等直接支払制度を活用した農地維持活動を進めていく。また、従来の農産業振興事業の活用により、ほ場整備や農地の活用を図るレンタルハウス事業で施設園芸に取り組む農業者を支

援することによる後継者対策、中山間地域や平野部での集落営農組織設立への補助の実施、6次産業化を目指し、農産物の加工推奨のための加工場の建設・拡張、ふるさと納税の贈答品として好評を得ている米ヶ岡米のブランド化など、地域の特性を生かした農業の推奨・支援をする農業政策を進め、有利な事業導入によって維持活性化を図りたい。

水産業においては、低利な漁業制度資金の円滑な融資により、漁業経営の合理化や資本装備の高度化、近代化への支援、制度を利用した利子補給、漁船のエンジンリース事業など燃費の削減に取り組む事業者の支援、水産加工場の建設や付加価値の高い商品の開発、販売等の実施、後継者育成と新規就業者に向けた県外からの研修生の受け入れなどを積極的に行う。

また、平成24年度から実施している中芸定置網流通販売体制構築事業では各大敷組合の経営体が連携した新たな流通販売方法の施行、漁獲の一定ロットの確保による有利販売の施行などにも取り組んでおり、国、県の制度事業を積極的に導入することで水産業の活性化を支援していきたい。

**問** 町内の商業、商店街の活性化は。

## 打開策支援策の協議検討を

**答** 齊藤町長

中芸商工会の平成26年3月末現在の会員数が106会員で平成17年3月末では137会員であり、31会員の減となっている。

町内への大型量販店の開業や高知市などへの買い物客流出により、個人商店が疲弊し、後継者不足となっている。また、建設業においても公共事業の減少により、社員の削減や事業縮小を図る事業所もあり、防災や減災、老朽化対策、インフラの維持管理など担い手不足などが危惧されている。

この減少傾向は、町内人口の自然減少に伴い、さらに進むと予想されることから、小規模事業経営支援事業の実施機関、公益指導機関の役割として中芸商工会による企業巡回訪問を徹底し、事業者と協議しながら経営改善に取り組んでいたとともに、商工業活性化方策の掘り起こしのため、商工会と共に官・民協働による打開策、支援策を協議検討していきたい。また、課題解決に向け、観光開発や交流人口の拡大、移住促進等も

進めていきたい。

**問** 観光部門古民家弘瀬家住宅はどのように利用するのか。

## 多目的な活用を

**答** 齊藤町長

弘瀬邸は、平成26年2月、町の活性化のため活用をとの要望により町に寄付していただいた。

この建物は、大正末期頃の建築で築100年近く経過しており、外観、内部、中庭等すべて奈半利町の伝統的商家の形式を敷地全体に残した物件であり、文化的価値の高いものと考えている。

当町としても国の有形文化財に登録し、長く保存していくよう現在手続きをとっている。また、文化的価値を維持していくため、専門家による建物の調査や古民家再生への提案をいただき、改修について今後、議会とも協議しながら改修計画を実施していきたい。

今後の活用方法としては、住民の交流の場や文化活動の展開、移住促進のためのサポート機能、情報発信の場など多目的に活用していく拠点として利用できるよう協議していきたい。

# 国道沿いの用排水路は豪雨に備え管理ができていますか

国道管理者と連絡を密に管理に努める／地域振興課長



**問** 梅雨入り宣言の声を聞くや否や、高知県西部地域での大豪雨災害、僅か24時間雨量500ミリもの大量の雨をもたらしている。

数年前までは、時間雨量いくらで発表されていたのが、最近ではこのような集中豪雨が数日間にも及ぶ例が全国各地で発生している。

万一、あのような大豪雨が奈半利町周辺に降った時、当町を流れる大小河川、水路、用排水路は大丈夫なのか。

河川改修も進み、災害への危険度は低くはなったものの、まだまだ万全とは言えず不安視される点もあり、次のことについて尋ねる。

1 国道55号の商店街脇を通る用排水路は点検されているのか。

2 これらの用排水路は、ほとんどがコンクリートで密閉されており、約10m間隔にグレーチングが設置されているが、用排水路に堆積した土砂を除去するのは可能なのか。

土砂の堆積は、水防面や衛生面にも影響を及ぼすことを考慮し、奈半利町の消防分団のポンプ車を活用できないものか。

## 国道管理者との連絡を密にし、水路管理に努める

**答** 細川地域振興課長

町内を流れる大小河川については、奈半利川をはじめ小規模農業用排水路まで多数の排水路等が存在している。

それぞれの施設の計画流量、排水量の計画は、過去10年から50年確率降雨量、ある一種の統計データに基づき計画されており、この計画確率降雨量を超えた場合、水路施設などからオーバーフローする。

平成11年8月の集中豪雨などがこの計画確率降雨量を超えたものである。

1 水路点検については、質問の水路は国道55号の道路脇に設置されている道路側溝であるところと思われるがこの水路は、主に道路に降った雨の排水に使用される水路である。しかし、町内に降った雨は各水路を伝い道路側溝にも流入することから町の水路点検と併せて、国道管理者にも問い合わせをし、点検確認をしたい。

2 水路の清掃については、近年の水路は、開水路と言いつ、水路の上に蓋が無いもの、蓋が無い筒になった形式の暗渠方式、最近では、既製品でグレーチングとコンクリート蓋とが交互にかかる水路など、様々な水路の施工態がある。

指摘の側溝については、土砂

などの清掃活動が非常に困難だが、国道の維持管理機械には様々なものが存在し、国道下を通る用排水路などの詰まりを直す機械もある。対処方法について国道管理者に問い合わせ、町として協力できるところは地元住民、消防署、消防団と共に協議して進めていく。



▲豪雨時に機能するか

# 職員の服務規律 非違行為について問う

奈半利町職員の懲戒処分に関する指針に基づき対処する／総務課長



**問** 職員は、事務事業の執行は法令に基づいて適正に行われることが地方公務員法によって果たせられている。最近、県内外の市町村で法令違反、補助金の不正使用などの非違行為の事例がみられる。そこで、当町で今まで職員の非違行為はなかったか、今後、職員に非違行為が生じた場合、どのように対処するのか聞く。

## 指針に基づいて処分

**答** 太田総務課長

職員の服務規律の確保を図り、もって住民の信頼に応えることを目的として、地方公務員法に基づき関連法令を定め、法令に基づいた適正な事務事業の実施に努めて、職務の遂行にあたって解釈に疑義が生じた場合は、国・県に照会するなど、その内容を十分認識し整理して事務事業を執行するよう指導している。

職員の非違行為に対しては、奈半利町職員の懲戒処分に関する指針を定め、懲戒審査会において案件を審査し、懲戒あるいは分限処分の内容を決定している。今まで懲戒処分の対象となった事例はあ

りましたが、指針に基づいて処分を行っている。

今後は服務規律違反を生じさせないために、職員の政策立案及び職務遂行能力を強化し、困難な課題を解決する高い能力と住民から信頼される職員となるように奈半利町職員人材育成基本方針に基づいた職員研修を実施し、職員の資質の向上充実を図り、職員の大原則であります法令、条例、規則を順守させ、適正に解釈し事務事業を執行していくよう助言及び指導を強化させたい。

## チェック体制を図る

**答** 高橋副町長

職員の非違行為に対しては、奈半利町懲戒審査会規定の審査会を開催して、懲戒処分に関する指針に基づき判例等を参照して厳正に処分を行う。なお、職員の研修、資質の向上に努め、法令に沿った適正な事務事業が遂行できるようチェック体制を図る。

## 全国学力・学習状況調査の公表は

**問** 平成26年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領で本年度も実施されたが、調査結果の公表については、教育委員会が保護者や地域住民に対して説明責任を果たすため結果を公表することについては、教育委員会の判断にゆだねることとした。公表する考えはないか。

## 調査結果は公表しない

**答** 竹崎教育長

全国学力・学習状況調査に関する実施要領で調査結果の取り扱いに関する配慮事項6項目が示されており、全国学力・学習状況調査の測定できるのは学力の特定の一部であることや、学校における教育活動の一側面に過ぎないことなどを踏まえるとともに、この調査結果は学校、教育委員会が自らの教育及び教育施策の改善や児童生徒の全般的な学習状況の改善等に活用するための調査であるので、従来通り公表はしない。

## いじめ防止対策を問う

**問** いじめ防止対策推進法が制定され、いじめの防止基本方針が示されている。いじめを未然防止、早期発見、早期に対応するため、どのような対策を講じるのか聞く。

## いじめ問題対策連絡協議会の設置に向けて準備

**答** 竹崎教育長

国のいじめ防止対策推進法の制定、いじめ防止基本方針が示され、その基本方針に基づき奈半利町いじめ防止基本方針を定めており、いじめ問題調査委員会(仮称)と奈半利町いじめ問題対策連絡協議会(仮称)の設置に向けて準備をしております。

# 保険料納付免除制度があります!

所得が少ないなど、保険料を納めることが経済的に困難な場合には、ご本人の申請手続きによって、保険料の納付が「全額免除」または「一部免除(一部納付)」される制度があります。

## 全額免除制度

### 保険料の全額 (15,250円) が免除

全額免除された期間は、保険料を全額納付したときに比べ、年金額が  $\frac{1}{2}$  として計算されます。(保険料額は平成26年度の額)

#### ☆☆全額免除となる所得の「めやす」☆☆

前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること  
(扶養親族等の数 + 1) × 35万円 + 22万円

- ※申請者ご本人のほか、配偶者および世帯主の方も所得基準の範囲内である必要があります。
- ※平成26年7月～平成27年6月分の申請については、前年(平成25年)の所得で審査を行います。
- ※これまで、保険料の全額が免除された期間の年金額は、保険料の全額を納付した場合と比較して3分の1として計算されていましたが、平成21年4月分からは2分の1として計算されるようになりました。

## 一部免除(一部納付)制度

### 保険料の一部を免除、残りの保険料は納付

一部免除は3種類です。一部免除をした場合、追納をしなければ、次のように将来の年金額は少なくなります。

- ・ 4分の3免除(納付額 3,810円) → 年金額  $\frac{5}{8}$  (21年3月分までは  $\frac{3}{6}$ )
- ・ 半額免除(納付額 7,630円) → 年金額  $\frac{6}{8}$  (21年3月分までは  $\frac{4}{6}$ )
- ・ 4分の1免除(納付額 11,440円) → 年金額  $\frac{7}{8}$  (21年3月分までは  $\frac{5}{6}$ )

#### ☆☆一部免除となる所得の「めやす」☆☆

前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること

- 4分の3免除 → 78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
- 半額免除 → 118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
- 4分の1免除 → 156万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

- ※申請者ご本人のほか、配偶者および世帯主の方も所得基準の範囲内である必要があります。
- ※平成26年7月～平成27年6月分の申請については、前年(平成25年)の所得で審査を行います。
- (注)一部納付制度は、納付すべき一部の保険料を納付されない場合、その期間の一部免除が無効(未納と同じ)となるため、将来の老齢基礎年金の額に反映されず、また、障害や死亡といった不測の事態が生じた場合に、年金を受け取ることができなくなる場合がありますのでご注意ください。

平成26年4月より、申請時点の2年1カ月前の月分まで免除を申請できるようになりました。過去2年間に国民年金保険料の未納期間がある方は、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

全国一斉!

# 法務局休日相談所



日常生活の様々な心配ごと、困りごと…

- 土地・建物の相続の登記や抵当権の抹消の登録に関するご相談
- 会社・法人の設立の登記や役員の変更の登記に関するご相談
- 遺言の形式や書き方など公正証書に関するご相談
- 隣地との境界に関するご相談
- いじめ・パワハラ・セクハラなどの人権問題に関するご相談
- 婚姻・離婚・養子縁組などの戸籍に関するご相談
- 地代・家賃の供託に関するご相談

法務局職員

人権擁護委員

司法書士

土地家屋調査士

が

ご相談を  
お受けします!

<秘密厳守>

日時

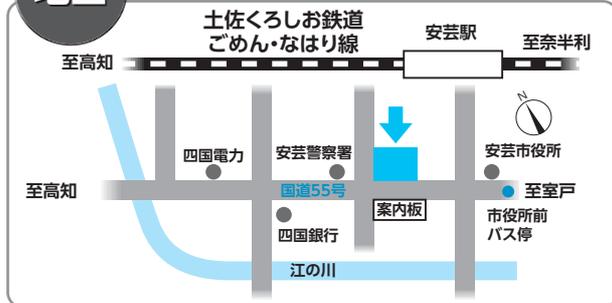
平成26年

10月5日(日)

午前10時から午後3時まで

ご相談は  
無料です!

地図



場所

安芸市矢ノ丸2丁目1番6号安芸地方合同庁舎  
高知地方法務局安芸支局

【お問い合わせはこちらまで】

高知地方法務局安芸支局

電話 0887-35-2272



## ご存じですか 公証制度

10月1日(水)から10月7日(火)は、「公証週間」です。「公証制度」とは、皆さんが不動産の売買・金銭の貸し借りなどの重要な契約を交わしたり遺言をされたりする際、法務大臣の任命する「公証人」に依

頼して、法的に特別の証拠力が認められている文書(公正証書)を作成することにより、後日のトラブル防止と取引や財産の安全の確保を図る制度です。

公証週間中は、土曜日でも無料相談を行います。

### 無料公証相談

#### ①高知会場

日時 10月4日(土)

10時から12時まで及び13時から16時まで

場所

高知合同公証役場(電話相談もできます。)  
高知市本町1丁目1番3号  
朝日生命高知本町ビル3階  
(中央公園西、堀詰電停北)

電話

088-823-8601 088-824-8427  
088-872-4764

#### ②四万十会場

日時 10月4日(土)

10時から12時まで及び13時から16時まで

場所

中村公証役場(事前予約制です。電話による相談はできません。)  
四万十市中村大橋通6丁目3番7号

電話

0880-34-1728



# 奈半利町住宅リフォーム 緊急支援事業補助金のお知らせ

町民の生活環境の向上を図るとともに定住促進及び地域経済の活性化を目的として、平成26年度から住宅の増改築工事やリフォーム工事を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

事業内容は、下記のとおりです。

## 補助対象者

- 自己が町内に所有し、かつ、居住する住宅の増改築やリフォーム(以下「リフォーム工事」という)を行う者。
- 自己が町内に所有し、親(対象者の配偶者の親を含む)または子が居住する住宅のリフォーム工事を行う者。
- 親(対象者の配偶者の親を含む)または子が所有する住宅で、自己が居住する住宅のリフォーム工事を行う者。
- 居住を目的に町内の中古住宅を購入し、その住宅へのリフォーム完了後に当町に転入する者。  
※補助金の交付対象となる者は、町税等町に対する債務を滞納していない世帯の構成員とする。

## 補助対象住宅

- 一戸建て住宅(住宅用の車庫、物置は含まない)または店舗等併用住宅で住宅部分の延べ面積が、建物全体の延べ床面積の1/2(住宅用の車庫、物置は含まない)以上であるもの。

施工業者	補助対象	重点項目	補助率
<p>○本町に事務所等を有する個人及び法人であること。</p> <p>(個人で営業を行う大工や左官など含む)</p>	<p>(1)住宅の増築、改築、減築、解体 (2)浴室の改修 (3)台所の改修 (4)トイレの改修 (5)給排水衛生設備工事(配管等) (6)給湯設備工事 (7)換気設備工事 (8)オール電化住宅工事 (9)屋根のふき替え、塗装、防水工事 (10)外壁の張り替え、塗装工事 (11)床、内壁、天井の張り替え等の内装工事 (12)床、内壁、天井、屋根の断熱工事 (13)ふすま、障子、たたみの張り替え工事 (14)雨どいの改修 (15)建具、窓枠、サッシの取替等、改修工事 (16)塀の改修 (17)バリアフリー改修 (18)耐震改修 (19)その他町長が認める工事</p> <p>※補助対象外 ・家電製品の購入 ・厨房製品 ・電話/インターネット等設置工事 ・車庫、物置、倉庫等の工事</p>	<p>○空家対策としてのリフォームであり、奈半利町空家登録に登録を行う者。</p> <p>○過去に奈半利町空家登録に登録した者。</p>	<p>リフォーム工事に要する費用(消費税及び地方消費税を含む額)が30万円以上であること。</p> <p>補助金の額は、リフォーム工事に要する費用(消費税及び地方消費税を含む額)の2/10に相当する額(その額に1万円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)を限度とする。ただし、当該補助金の額が30万円を超えるときは、30万円とする。</p> <p>また、別に定める重点項目における補助金の額は、リフォーム工事に要する費用(消費税及び地方消費税を含む額)の3/10に相当する額(その額に1万円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)を限度とする。ただし、当該補助金の額が40万円を超えるときは、40万円とする。</p> <p>※申請は1回のみ。</p>

※本事業には適用のための条件等が幾つかありますので、補助金の交付を受けようとされる方は、事前に奈半利町役場地域振興課までお問い合わせください。

●お問い合わせ先 地域振興課 TEL 38-8182



# 第51回 奈半利町港まつりの開催について

日時  
8月16日  
(土)

今年も町民の皆さん、関係者の方々のご協力にて、奈半利町港まつりを開催することとなりました。シーカヤック競争大会、餅投げ、奈半利町青年会による踊り大会を行います。花火大会も昨年度に引き続き例年より増発して実施する予定ですので、奈半利港に映える大輪の花火、音と光の競演を今年もお楽しみください。

## ★花火観覧の皆さんへ お願い

- 交通規制、立入禁止区域等については係員の指示に従ってください。
- 風向きによっては花火のカスが落ちてきますので注意してください。
- 空き缶、紙くず等ゴミは必ずお持ち帰りください。
- 交通規制前の場所とりは危険ですので、ご遠慮ください。また通行、イベント等の妨げになる障害物については撤去させていただきますのでご了承ください。

## ■プログラム

10:15~	宣伝パレード	役場~近隣町村
13:30~	祈願祭	奈半利町漁協
14:00~	シーカヤック競争	奈半利港
16:30~	船舶パレード	奈半利港
18:30~	餅投げ・各種団体踊り大会	奈半利港緑地公園
20:00~	花火大会	奈半利港

## ■シーカヤック競争参加者 参加チーム募集中!!

今年も体験型イベントとして「奈半利町港まつりシーカヤック競争」を行います。体力に自信のある方、チームワークに自信のあるチーム、4人一組で参加してみませんか？

優勝者~3位までには豪華賞品を用意していますので奮って参加してください。

※詳しくは

奈半利観光文化協会 シーカヤック競争  
参加受付係まで(TEL32-1288)



# 求職者対象の移動相談

仕事をお探しの方が効果的な求職活動ができるように、就職支援アドバイザー(キャリアコンサルタント)が個別に相談を受けます。相談無料。

## ■相談内容

- ①求職支援(履歴書・職務経歴書の書き方、面接指導等について)
- ②ハローワークの活用方法(求人票の見方などについて)
- ③企業体験講習・しごと体験講習とはどんなもの？
- ④能力開発のための相談(職業訓練制度等について)
- ⑤直近の求人情報の提供
- ⑥福祉の仕事に関する相談

## ■日時

8月22日(金) 10時30分~16時

## ■場所

室戸市保健福祉センター(やすらぎ)第1会議室  
※雇用保険の受給者の方は、当日雇用保険受給者証と写真付きの本人確認書類を持参してください。

●申し込み・問い合わせ 高知経営者協会 就職支援室 TEL 088-871-0987



# 県内一斉避難訓練

平成26年8月31日(日)に「県内一斉避難訓練」及び「地域のみんなで自主防災訓練」を行います。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、沿岸地域を襲った大津波により甚大な被害が発生し、多くの尊い命が奪われたことは記憶に新しいところです。

高知県においても、今後30年以内に南海トラフ地震が発生する確率が70%程度と高まってきており、地域ぐるみで備えをしっかりとしておくことが重要です。

そこで、奈半利町では、毎年8月30日から9月5日の「高知県南海トラフ地震対策推進週間」に合わせて防災訓練を実施しており、本年度も、津波や土砂災害などを想定した「県内一斉避難訓練」と初期消火や炊き出し訓

練などの各種訓練を行う「地域のみんなで自主防災訓練」を実施します。

地震発生後は、まず身の安全を確保し、揺れがおさまったら、ただちに安全な場所へ避難することが重要です。住民の皆さんお一人お一人が訓練を通して、避難経路や避難場所などを確認し、また、その他地域の実情に合わせた訓練を実施していただくことで、次の南海トラフ地震に備えていただきたいと思います。

訓練への積極的な参加をよろしくお祈いします。

●問い合わせ先 総務課 TEL 38-4011



## 有害鳥獣捕獲檻の貸し出しについて

奈半利町では、奈半利町の区域内における野生鳥獣による農林産物への被害防止を目的として、有害鳥獣捕獲檻(大型・小型)の貸し出しを予定しています。貸し出しの対象者は、奈半利町の方で、高知県の狩猟者登録を受け、わな猟免許を取得している方です。

貸し出しの期間や、詳しい要件等は役場で説明させていただきますので、ご希望の方は下記の連絡先までお問い合わせください。  
※狩猟免許を取得していない方もご相談ください。

●問い合わせ先 地域振興課 TEL 38-8182



## 特殊詐欺多発!!県内での発生・被害甚大!!

高知県内で振り込め詐欺等特殊詐欺による被害が多発しております。被害件数も昨年と比べて増加傾向にあります。驚くべきはその被害額です。平成26年1月～5月の間に、昨年(平成25年)1年間の被害額を上回る約4億円超の被害が発生しております。

以下は、実際に被害に遭った詐欺の主な手口です。

- 医療費、年金等の還付金があります。
- オレオレ。電話番号が変わったから登録し直しておいてね。
- 必ず儲けます。あなたの名義を貸していただけますか。
- 宝くじの当選番号をお教えします。

詐欺の手口はさまざまです。上記にあてはまらない手口で電話がかかってきたり、封書が届いたりするかもしれません。

次のような言葉にも気を付けてください。

- ATMに行って操作をしてください。
- ゆうパック、宅配便で現金を送ってください。
- 支払わなければ裁判所に申し立てます。逮捕されますよ。

このような言葉を言われたら「詐欺だ!」と思ってください。電話や封書の内容をすぐに信用しないで、必ず家族や警察に相談しましょう。

また、「自分は大丈夫。騙されたりしない」と思わず、自分だけでなく家族の誰もが被害に遭うことのないよう、十分注意しましょう。「これって詐欺かも?」と思ったら安芸警察署へご相談ください。



●問い合わせ先 安芸警察署 TEL 34-0110 安芸警察署・安芸地区地域安全協会



## 猫(メス)の不妊手術にかかる費用の一部を負担します

猫の不必要な繁殖を抑え、殺処分を余儀なくされる不幸な猫をなくすために、メス猫の不妊手術費用の一部を負担します。対象は、高知市を除く高知県内において、メス猫を所有または管理している方となります。

- 負担額 飼い猫: 6千円  
飼い主のいない猫: 1万円
- 募集期間 7月1日(火)～予算がなくなり次第終了
- 申請方法 申請書に必要な事項を記入・押印し、安芸福祉保健所に持参してください。なお、書類提出時に運転免許証等本人確認ができるものが必要となります。申請書は安芸福祉保健所または県庁食品・衛生課で配布しています。また、食品・衛生課ホームページからもダウンロードできます。  
(<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/131901/>)

### ペットを捨てることは「犯罪」です

ペットの遺棄は最高50万円の罰金が科せられます。捨てられた動物は、事故に遭ったり病気になったりする可能性が高いため、安易に捨てないようにしてください。

また、飼い主の方は排便のしつけ、餌をのら猫にはむやみに与えず、食べ終わったらすぐ片付けるようにするなど、近隣の人たちに迷惑をかけないようにしましょう。

●問い合わせ先 安芸福祉保健所 TEL 0887-34-3175



## 放送大学 10月生募集のお知らせ

放送大学では、平成26年度第2学期(10月入学)の学生を募集しています。

放送大学はテレビ等の放送やインターネットを利用して授業を行う通信制の大学です。学部への入学試験はありません。働きながら学んで大学を卒業したい、学びを楽しみたいなど、様々な目的で幅広い世代、職業の方が学んでいます。

心理学・福祉・経済・歴史・文学・自然科学など、幅広い分野を学べます。

高知学習センターでは、大学院でも31人の方が学んでいます。

- 出願期間 8月31日(日)まで  
資料を無料で差し上げています。放送大学ホームページでも受け付けております。

●問い合わせ先 放送大学高知学習センター TEL 088-843-4864

# 健康はお口から

## フッ素で むし歯 予防

### フッ素の歯への効果

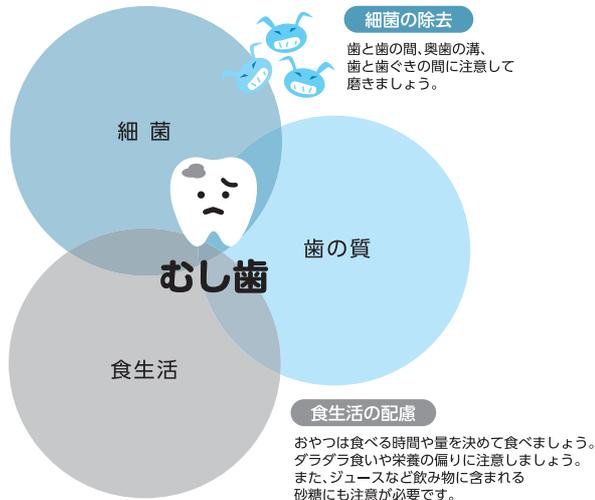
・酸に溶けにくい  
歯にします。



・再石灰化を促進し  
穴の開く前の初期  
虫歯を修復します。



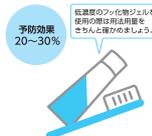
・むし歯のはたらきを  
弱めます。



## フッ素の 利用について 知ろう

### フッ素のいろいろ

・フッ素入り歯磨き剤…市販のほとんどの歯みがき剤にフッ素が入っていますので、手軽に使えます。また、研磨剤を含まないフッ素スプレー、泡状の歯みがき剤などもあります。



・フッ素塗布法…歯科医師や歯科衛生士がフッ素を歯の表面に塗る方法で、歯科医院で行われます。新しい歯が生えるのにあわせて年に3~4回繰り返してフッ素を塗ると効果的です。



・フッ素洗口…フッ素の入った液で1分間程度ブクブクうがいを毎日、または週1回行います。家庭で行う方法や園や学校で集団で行う方法があります。特に4歳児から中学校卒業までの継続実施はむし歯予防の対策として大きな効果があります。

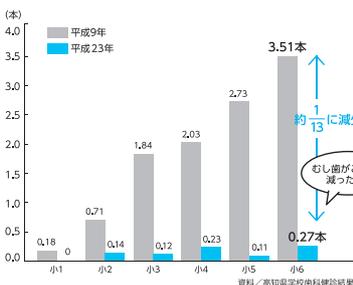


## フッ素洗口の効果

### その1. フッ素洗口実施による「永久歯のむし歯減少」

市内で最初にフッ素洗口を開始し、現在も継続して取り組んでいる  
中土佐町の小学校では、6年生の永久歯むし歯が  
平成23年には開始当初の平成9年より約1/13に減少しました。

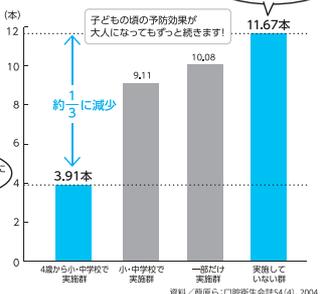
中土佐町全小学校の一人あたりの  
永久歯むし歯本数の変化



### その2. フッ素洗口実施による「むし歯予防効果の持続」

新潟県の地域調査、母体87名を調査した結果、30歳代の一人平均むし歯数は  
継続してフッ素洗口を実施した群では実施していない群より  
むし歯が平均8本少ないという結果が出ました。

成人におけるむし歯予防効果の  
持続(新潟県)



毎日の歯みがきに  
加え、フッ素剤を利用する  
ことにより歯質を強くすることにより  
むし歯を更に予防することができます。  
健康な体は健康な歯から。子どもから  
大人の歯まで有効なフッ素  
剤利用を考えてみませんか?



# 図書新聞

7月号

奈半利町民会館図書室 奈半利町乙12097-2

OPEN 9時～17時

月曜日と木曜日は12時～13時も開けますので、お昼休み(ご)利用ください！  
月・木以外はお昼の1時間が閉まっていますのでご注意ください。返却のみなら可能です！

## 図書新聞創刊記念

この度町民会館図書室より「図書新聞」を発行することとなりました。

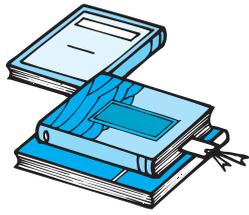
住民の皆さまにもっともつと図書室を活用していただくために、図書室でのイベントや新書籍のお知らせ、移動図書館の情報などできるだけ幅



広い図書室情報をお届けしてまいりますので、皆さまよろしくお願いたします。

## 大人の方々へ

町民会館図書室では話題の本や映像化された原作本、ためになる実用書、今晚のレシピ集など多数取り揃えております。平



成26年度も継続して新刊を在庫予定ですので、ぜひお気軽にご来場ください。  
町民会館図書室では大人の方々にもっと図書室を利用していたくためにこれからも努力してまいります。

## 暑い夏をちょっぴり涼しく、ホラー特集コーナーを開設

今年も暑い日が続きそうですね。

そんな日には背筋も凍るホラー小説はいかがですか？

ホラーの他にも、ミステリーやサスペンス、オカルト

など、謎やトリック満載の特集になります。

お待ちしております。ぜひお越しください。



## ブックスタート事業のお知らせ

ブックスタートとは自治体が行う乳幼児健診等の機会に、「絵本」と「赤ちゃん」と絵本を楽しむ体験をプレゼントする活動です。自治体ごとに活動内容は異なります。

奈半利町では、各保護者の希望する幼児向け絵本のプレゼントや、町民会館図書室での絵本やおもちゃの貸し出し、幼児向けコーナーや読み聞かせなどの活動で赤ちゃんとお本を楽しむ環境づくりを進めていく予定です。

詳細が決まり次第随時ご連絡していきますのでよろしくお願いたします。

## 廃棄本を陳列

町民会館図書室では皆さまのリクエストをお待ちしております。  
「こんな本が読みたい」とか「このジャンルの本がほしい」等、他にも話題の本、気になる本などがありましたら、お知らせください。お待ちしております。

図書室脇の通路に図書室には置けなくなった廃棄本を陳列しております。  
懐かしい本や昔見た本と再会できるかも？

本は持ち帰り自由です。  
一定期間陳列した後廃棄処分する予定ですので気になる方はぜひ足を運びください。



# 国際交流員

## ジェシー・デカートレイ



この記事が私の最後の投稿となります。実は私の奈半利町での任用期間が7月いっぱいまで終了となります。国際交流員として奈半利町に着任してから、信じられないくらいの早さで2年が経ってしまいました。

ちょうど2年前に高知龍馬空港に到着した時のことを今でもはっきりと覚えています。スーツにネクタイを着用した数十人もの新規来日した国際交流員たちと一緒に空港に降りた私は、空港の出口から出てすぐに教育委員の山崎さん、教育委員会の田中次長、そして山脇さんが迎えに来てくださったことが記憶に残っています。車で奈半利町へ向かっている途中で、皆さんに話しかけようと思ったのに、緊張が半端ではないせいか、自分からはほとんど言葉が出てきませんでした。



来高して3週間後に町の事業であるオーストラリア生活体験ツアーで、奈半利中学校の生徒5人と一緒にオーストラリアのなかでも大都会のシドニーへ行ってきました。その中に学校交流というプログラムがあり、奈半利町の中学生とシドニーの学生と一緒に授業を受けたりしながら交流を図るというものでした。現地の生徒たちと英語やボディランゲージ、時には日本語が交わりながらも、必死に会話をしようとコミュニケーションを取っていた様子がとても印象に残っています。日本で学習していった英語がうまく相手に通じた時も、また逆に全く通じなかった時もありましたが、どの会話においても「相手のことをまず理解しよう、そして自分のことも奈半利町のことも理解してもらおう」という思いやりと一生懸命さを中学生から強く感じ、その姿にすごく感動しました。やはり語学は、教科書を読むだけでなく、実際にその言語が話されている国へ行って、たとえ短期であっても異文化に取り囲まれながら色々経験することが重要だと再認識させられました。

夏休みが終わり、各学校が新学期を迎えました。幼稚園、加領郷小学校、奈半利小・中学校でそれぞれ英語の授業が始まりました。先生方の協力をいただきながら、英語の授業を分かりやすく、そして楽しく教えることを目的にしました。私自身、授業以外の昼休みなどには生徒と遊んだりして、できるだけ多く接する機会を作り、その時は丁寧に話したりするように努力しました。生徒たちにとっては単に一緒に遊んだだけに映ったかもしれませんが、国際交流員は国籍が違う「英語の先生」という固まったイメージが、実はもっと友達のような、接しやすい存在なんだと感じてくれた人が少しでもいれば嬉しいです。今は奈半利町の子どもたちのオーストラリア人、その他の外国人に対するイメージが良い方向に向かったのではないかと感じています。



こちらでの生活に慣れてきた頃、英語を教えるだけではなく、オーストラリアの文化も紹介したいと思い、イベントの企画も始めました。クリスマスやイースター、ハロウィンなどの子ども向けのイベントを開催し、日本だと味わうことのない異文化を、簡単なゲームなどを通じて触れる機会を与えることができました。その他にも大人向け、子ども向けの料理教室を1回ずつ行い、オーストラリアの人気料理などを皆で調理してみました。参加者に感想を聞かせてもらった時に、オーストラリアの伝統デザート「パブロバ」が何よりもおいしかったそうです。参加者の皆さん、ありがとうございました。

そして私も奈半利町内でたくさんの貴重な経験をさせていただきました。多気坂本神社の秋祭り、奈半利町内駅伝、運動会、港まつり、そして浦の会などによる様々なイベントに参加させていただき、本当に楽しかったです。特に思い出に残っているのが去年、ペリー提督の5代目子孫のマッシュュー・ペリーさんが奈半利町へいらっしゃった時のことです。ペリーさんは講演や町民の方々との触れ合いをとても楽しまれており、通訳者として参加させていただいた私は、とても嬉しく感じました。草の根レベルに至るまで、ペリーさんと奈半利町民の皆さんが歴史を熱く語り合う姿を見て、国際交流の推進や国家間の友好に関する仕事に対するやりがいを再び強く感じさせられました。

初めて奈半利に来たばかりの頃は右も左も分からず、困った時もありましたが、教育委員会の皆さん、各学校の先生方、そして町民の皆さんがいつも優しく、親切にしてくださったおかげで、こうして無事に任期を満了することができました。皆さんのおかげで奈半利町のことをすごく好きになりました。これから私は一時的にオーストラリアに帰国しますが、しばらくしてから関西方面で生活をしていくつもりなので、また来日することになると思います。そうなる年1、2回ぐらいは奈半利町に遊びに来たいと考えています。今まで本当にありがとうございました。



# Vol.21 中学校 **だより**



5

29  
THU

## 1年田植え体験

お天気にもめぐまれ、米ヶ岡にて1年生が田植え体験をしました。暑い中でしたが、みんながんばって、どんどん苗を植えていきました。足を取られ、田んぼにしりもちをつく生徒も何人かいましたが、小学校の時に体験済みということもあり、予定より早く植え終わりました。田植えの準備、刈り取りまでの世話など、教員委員会の皆さんには大変お世話をおかけします。ありがとうございます。



5

31  
SAT

## 防災参観日

土曜参観日に、避難訓練を行いました。本校では、巨大地震発生時には愛光園への避難を想定しています。しかし、その場合は国道を走っての避難となり、国道の状態や怪我人の状況によっては、屋上への避難の可能性もあります。そこで、今回は、第1次避難場所を校舎3階、第2次避難場所を屋上に想定し、保護者、地域の方々と共に避難しました。



7

5  
SAT

## 町内 美化活動

町内美化活動を行いました。美化栽培部、生徒会本部が中心となって、下見を行い、掃除場所を決めるなど、生徒たちが主体的に取り組みました。地域の皆様のご協力ありがとうございました。



6

21  
SAT

## 道徳参観日

道徳参観日を実施しました。全学年、道徳の授業公開と併せ、中芸消防署の職員の皆さんに来ていただき、心肺蘇生法・救命救急法の実習に取り組みました。



7

12  
SAT

## 人権参観日

人権参観日を実施しました。全学年、人権学習の授業公開と併せ、中芸手話サークル「めぐもり」の皆さんに来ていただき、2、3年生が手話を学びました。



7

15  
TUE

## 合同 避難訓練

認定こども園なはり、奈半利小学校、奈半利中学校3校による合同避難訓練を行いました。合同の避難訓練は初めてで、中学生は園児を乗せた散歩車を押し、手を引いて愛光園に避難しました。避難開始から17分30秒で全員が避難しました。



# 平成26年度 高知県警察官B採用試験について

## 平成26年度高知県警察官B採用試験の実施日程等

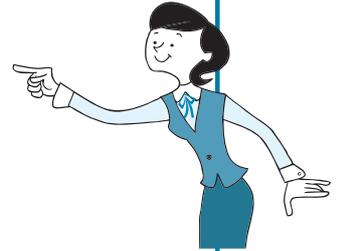
試験案内配布開始日 7月15日(火)  
 申込み受付期間 8月18日(月)～9月3日(水)  
 第一次試験 10月19日(日)

## 受験年齢等

昭和59年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた方で、学校教育法による4年制大学等を卒業した方または平成27年3月までに卒業見込みの方以外

## インターネットの活用について

高知県警では、ホームページでの就職説明会等の情報発信に続きソーシャル・ネットワークング・サービス「フェイスブック」の運用を開始し、採用試験情報等を発信している。



## お問い合わせ先

Facebook ページ名 高知県警察本部警務課  
 URL <https://www.facebook.com/kochipolicesaiyou>

## 短歌

梅雨なかにポタポタ落ちる梅の雲の  
 黄の色あわれわれは年をとる 仙頭卯市  
 追憶は愛機と共に戦いの  
 空逝きし人消えぬ面影 手嶋和子  
 草刈りてみどりのにはいはこび来る  
 梅雨の晴間のさわやかな風 島村 昭

## つゆ草

夏川に 渡し舟あり 蚕飼村 セツ子  
 川あきに 合はせ段取る 田植かないさみ  
 水廉 握いっばいに 響く音 いくよ  
 青葉裏の 妻呼ぶ声の やさしかり つね子  
 万緑や 拳握つて よちよちと とし子  
 鮮やかに 路地のつばめ 宙返り さち子

## 那波の会

スーパへ忘れ予防のメモ忘れ きょうこ  
 満月もゆだんが出来ぬ朝の雨 昭  
 テレビでの宣伝バナナよく売れる 利房  
 生きている意味空海に聞きに行く 美与  
 嬉しくて悲しくて行く花の店 玲  
 物解り良いと思われ背伸びする 美智子  
 聞き流す事が出来ずに荷を背負う純子  
 腹が立つ医療費天引き三回目 故・集  
 焼き牡蠣に夢中でビールほっとかれ故・酔客

## おもしろいじぶ

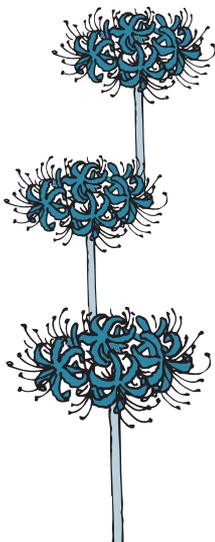
☆おめでとう！おめでとう！

氏名	生年月日	性別	父	母	地区名
笹岡 稜樹	H 26・6・1	男	亜樹雄	文	立町
川崎 将嗣	H 26・6・5	男	和将	圭子	二区
太田 莉穂奈	H 26・6・9	女	卓志	百子	立町
半山 愛珠	H 26・6・12	女	博	恵美	横町
長岡 聖覇	H 26・6・16	男	翼	冬花	生木

## お悔やみ

★謹んでお悔やみ申し上げます

氏名	死亡年月日	性別	年齢	地区名
中村 真紀	H 26・6・4	女	35	立町
濱渦 稲穂	H 26・6・17	女	96	米ヶ岡
竹田 光子	H 26・6・21	女	88	久礼岩



こんにちは

# ヘルスマイトです

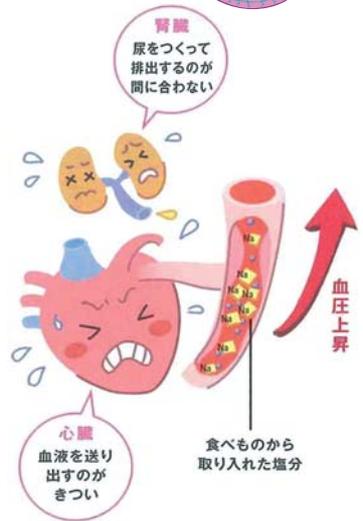


## ● 高血圧予防は減塩から

塩分の摂り過ぎは高血圧を招きます。高血圧は生活習慣病の原因となるため、食事の塩分を意識して減らすことはとても重要です。高血圧のリスクを知り、日ごろから減塩に努めましょう。

## ● 塩分の摂り過ぎが高血圧を招く

食塩の主成分であるナトリウムは、人体にはなくてはならないミネラルの一種です。血液中には常に一定の濃度のナトリウムが存在しますが、過剰に食塩を摂取してしまうと、濃度が濃くなり、それを薄めようとして水分量も増えます。血液量が増えると、心臓が強い力で全身に血液を送り出すために血圧が上がります。この状態が続くと、血管は弾力性を失って動脈硬化につながります。さらに塩分はコレステロールを高めて血栓ができやすくなります。心筋梗塞や脳梗塞の原因となるばかりでなく、塩分は胃がんのリスクも高めると言われています。



## ● 意識して塩分を減らそう

魚の干物や漬物、佃煮をはじめ、パン、めん類にも食塩は使用されています。塩分の多い食品を知ろう

塩分の高い食品					
	梅干し (1個/10g) 2.2g	塩ざけ (1切れ/70g) 1.3g	あじの干物 (1枚/50g) 0.9g	プロセスチーズ (1切れ/20g) 0.6g	ロースハム (1枚/20g) 0.5g
調味料の塩分					
	塩 (小さじ1) 6.0g	濃口しょうゆ (大さじ1) 2.6g	ウスターソース (大さじ1) 1.4g	淡色辛みそ (大さじ1) 2.2g	固形スープ (1個/4g) 1.7g

## 1日の食塩摂取目標量

1日の摂取量 成人8g以下、血圧が高めの人6g未満

主食

### ネバネバどんぶり

ネバネバ野菜にほうれん草をプラスしてビタミンアップ

材料(4人分)

ご飯	600g
納豆	2パック(80g)
山芋	150g
オクラ	80g
ほうれん草	100g
わかめ(戻し)	60g
だし汁(昆布・かつおぶし)	大さじ2
A 酢	小さじ2
しょうゆ	小さじ5
わさび	適量
のり	適宜

### 減塩のポイント

だし汁に酢の酸味、わさびの辛味を加えて塩分カット

### 作り方

- ①山芋は皮をむき3~4つくらいに切って、ポリ袋に入れて麺棒などで細かくたたく。オクラはがくを切って塩でもみ、さっとゆでて小口切りにする。ほうれん草はゆでて2cmの長さに、わかめはひと口大に切る。
- ②どんぶりにご飯を盛り、①、納豆を盛り付け、Aを混ぜ合わせて上からかけ、わさびのをせ細かく切ったのを添える。

1人分:エネルギー 347kcal 塩分相当量 1.3g



# Event イベント



## 町内一斉清掃を実施

**7/5** (土)、午前8時から奈半利町内の住民の皆さんや中学生・婦人会・老人クラブ等各団体が一緒になって清掃活動を行いました。



清掃活動は鮎の瀬公園、土佐国道事務所奈半利出張所前の国道花壇、奈半利駅周辺、町内の児童遊園などに分かれ、地域の方々と草刈りや木々の剪定、ゴミ拾いを行ったりと、清掃活動に汗を流しました。これから町内ではイベントが多くなってきます。ゴミの分別・処理は適切に行っていただきますようご協力をお願いいたします。

### 幼稚・保育・小学校・中学校

#### 合同避難訓練

**7/15** (火)、幼稚・保育・小学校・中学校合同避難訓練が行われました。

各学校、幼稚園、保育所から、高台である愛光園までの避難訓練でした。



中学生が幼稚園児の手を引いて避難する姿はとても微笑ましく、また、頼もしく感じました。この日は気温も高く、参加された方は大変だったと思いますが、いつ起こるか分からない南海トラフ地震に向けて、日頃からの準備の大切さを感じていただけたらありがたいです。